

下請負人の社会保険等加入状況確認書

令和 年 月 日

「建設業者等企業情報検索システム」または、「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム及び労働保険適用事業場検索」の検索結果画面の印刷帳票において、すべての社会保険等の加入状況の確認ができませんでしたが、下請負人から以下の書類の提出を受け、下請負人の社会保険等の加入状況を確認しましたので報告します。

記

(1) 元請負人の商号又は名称		(2) 下請負人の商号又は名称
(3) 「建設業者等企業情報検索システム」または、「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム及び労働保険適用事業場検索」の検索結果画面の印刷帳票において、社会保険等の加入状況が確認できなかった保険及び加入状況を確認した書類等（該当を <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。）		
システムにおいて確認できなかった保険	加入が確認できる場合は、確認した書類	法令で適用が除外されている場合
<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> 「経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書」印刷帳票 <input type="checkbox"/> 「領収証書」 <input type="checkbox"/> 「社会保険料納入証明（申請）書」 <input type="checkbox"/> 「資格取得確認および標準報酬決定通知書」	<input type="checkbox"/> 適用除外
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 「経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書」印刷帳票 <input type="checkbox"/> 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」 <input type="checkbox"/> 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」	<input type="checkbox"/> 適用除外

※本書の社会保険等とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金をいいます。

※「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に、問い合わせてください。

※元請負人は、当該下請負人の社会保険等の加入の事実が確認できる書類を適切に保管するとともに、大阪市から社会保険等の加入の事実が確認できる書類の提出を求められたときは、速やかに提出してください。